

本部町U I J ターン奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における人口の社会動態を改善するため、若年層の回帰と定住を促進することを目的に、大学等での修学にあたり奨学金の貸与を受けた者が本部町に居住し、町内又は近隣市町村の事業所に就業した場合（就労した場合）、当該奨学金の返還に対して予算の範囲内で補助を行うことに関し、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年本部町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、高等学校、大学院をいう。
- (2) 近隣市町村 本部町から通勤可能な範囲をいう。ただし、テレワークを主たる勤務形態とする場合はこの限りでない。
- (3) 事業所 町内又は近隣市町村に事務所、施設、店舗又は工場を有している法人又は個人をいう。ただし、次の事業を営むものを除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業
 - イ アに掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業
- (4) 農林水産業 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める農業、林業、漁業をいう。
- (5) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に定めるものをいう。

(補助対象奨学金)

第3条 補助の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構から借り入れた第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 本部町育英会から借り入れた奨学金
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、専修学校、又は高等学校（以下「教育機関」という。）に進学し、在学中に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者

- (2) 就業しており、次のいずれかに該当する者
 - ア 常時雇用される者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）
 - イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）
- 2 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (2) 大学等の修学にあたり補助対象奨学金の貸与を受け、奨学金の償還が完了していなく、償還の延滞をしていない者。
 - (3) 申請年度において、満35歳以下の者で、本部町の住民基本台帳に登録され、現に居住している者で、継続して5年以上本町に居住する意思がある者。
 - (4) 奨学金の返還に対する他の助成制度の適用を受けていない者。
 - (5) 本町及び従前の住民登録地において町税等の滞納がないこと。
 - (6) 本部町暴力団排除条例（平成23年本部町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (7) 国家公務員又は地方公務員でない者。

（補助金の額）

第5条 補助金額は、申請年度の前年度中に返還した奨学金等の額（利息及び繰上償還に係る額を除く。）の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金額は、別表に掲げる補助期間及び上限額の範囲で補助対象経費の2分の1以内とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の認定申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条第1項及び第2項各号に掲げる要件を満たした後、定められた期日までに本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に認定申請を行うものとする。

- (1) 補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類
- (2) 大学等を卒業又は在学していたことを証する書類
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により第1号様式が提出された場合において申請者が本要綱の規定に基づく要件を満たし、別表の補助期間の範囲内であると認めるときは、補助対象者と認定し、その旨を本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金（変更）認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の認定を受けた対象者は、定められた期日までに次の各号に掲げる

書類を村に提出し、交付申請をしなければならない。

- (1) 本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書（第3号様式）
- (2) 補助対象経費である奨学金の償還額を証する書類
- (3) 在職証明書（第4号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金交付の決定及び額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金交付決定書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金交付決定書の受領後速やかに、請求書兼口座振替払申出書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。
（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（就業状況の変更等）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の後において、就業又は居住の状況等に変更が生じたときは、速やかに本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金変更申請書（第7号様式）により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定により第7号様式が提出された場合において申請者が第4条に掲げる要件を満たすと認めるときは、対象者を再認定し、その旨を本部町U I Jターン奨学金償還支援事業補助金（変更）認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 1年以内に町外へ転出したとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めたとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

別表（第5条2項関係）

就業先	補助期間	上限額
町内及び町外の事業所に従事しているもの	最大3年間 (単年度ごとに申請)	月額7,500円
農林水産業及び個人事業を営んでいるもの		又は年間90,000円

附則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

本部町長 宛

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金認定申請書

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱に基づき、認定申請を行います。

1 申請者

ふりがな	
氏名	
現住所	〒
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	

2 補助要件の確認事項

(1) 修学状況

学校名	
学部・学科	
在学期間	年 月 ～ 年 月
卒業（退学）年月日	年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学

(2) 借入奨学金

ア 独立行政法人日本学生支援機構

名称			
借入先			
借入期間・月数	年 月 ～ 年 月		
償還期間	年 月 ～ 年 月		
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額	円	

イ 本部町育英会

名称			
借入先			
借入期間・月数	年	月	～ 年 月
償還期間	年	月	～ 年 月
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額		円

ウ その他

名称			
借入先			
借入期間・月数	年	月	～ 年 月
償還期間	年	月	～ 年 月
借入金額	円	未償還額	円
償還金額	月額 ・ 年額		円

(3) 就業先

名称・代表者名	
住所	〒
電話番号	
就業年月日	年 月 日
所属・役職	

3 添付書類

(1)補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類

返還実績及び償還計画を証する書類

(2)大学等を卒業又は在学していたことを証する書類(下記2つのうち該当する書類1つ)

大学等の卒業を証する書類(例:卒業証明書等)

大学等に在学していたことを証する書類(例:退学証明書等)

(3)市町町税の納税証明書又は非課税証明書(下記2つのうち該当する書類1つ)

納税証明書

非課税証明書

(4)所得証明書

所得証明書

(5)その他町長が必要と認める書類

有り (書類名:)

無し

4 住民基本台帳の閲覧同意

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業の審査に必要な住民基本台帳の情報について、町が閲覧することに同意します。

5 誓約事項

本部町暴力団排除条例(平成23年9月16日)条例第15号第2条に規定する暴力団員に該当しません。

※1 当該申請は認定申請であり、改めて交付申請が必要となります。

※2 申請内容について、不明点がある場合は、申請者に連絡する場合があります。

※3 虚偽の内容を記載したことが発覚した場合は、交付を受けることができません。

第2号様式（第6条関係）

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金（変更）認定通知書

本部町指令第 号
年 月 日

様

本部町長 平良 武康

本部町 UIJ ターン奨学金支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、対象者として（変更）認定しましたので通知いたします。

記

- 1 認定対象者
- 2 現住所
- 3 借入奨学金
- 4 補助期間
- 5 交付上限額

年 月 日

本部町長 宛

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱に基づき、交付申請を行います。

1 補助対象奨学金(該当するいずれかのものに○をつけてください)

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金 ・ 第二種奨学金
- (2) 本部町育英会
- (3) その他

2 償還日及び償還額

償還日	償還額	償還日	償還額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円

合計 _____ 円

3 補助対象経費(上表の合計額)

4 補助金額(交付申請額)

(裏面に続く)

(裏面)

5 同意事項

- 万が一、認定申請の記載内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取り消しに応じます。
- 本部町が就業及び住居状況等の確認ため必要な限度において、就業先または関係部局に照会を行うことに同意します。

6 添付書類 ※下記すべての書類が必要です。

- 当該支援機関における補助対象奨学金の償還額を証する書類
- 在職証明書（第4号様式）
- その他町長が必要と認める書類（有り・無し）
有りの場合（書類名： _____)

7 誓約事項

- 本部町暴力団排除条例(平成23年本部町条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

本部町長 宛

所在地
事業所（法人）名

印

代表者名
電話番号
担当者

年 月現在、下記のとおり在職していることを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先所在地	
就業（採用）年月日	
職種・役職	
勤務時間	時 分 ～ 時 分

第 5 号様式（第 8 条関係）

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付決定通知書

本部町指令第 号
年 月 日

様

本部町長 平良 武康

本部町 UIJ ターン奨学金支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、対象者として交付を決定しましたので通知いたします。

記

1 交付対象者

2 補助対象経費

3 交付決定額 金 円（ ヲ月分）

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

本部町長 宛

請求書兼口座振替払申出書

1 請求者情報

ふりがな	
氏名	
現住所	〒
電話番号	

2 請求金額

請求金額	円
------	---

3 振込口座情報

金融機関名 ※支店名まで記載	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	

※通帳の写しも添付すること。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

本部町長 宛

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金変更申請書

本部町 UIJ ターン奨学金支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 勤務先変更 <input type="checkbox"/> 退職等 (変更箇所に☑)
変更後	

2 変更理由

3 添付書類

- 住所変更：転出先の住民票
- 勤務先変更：新たな勤務先の在職証明書等
- 退職の場合：退職したことを証する書類